

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第58号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会に関する規則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会に関する規則（平成12年鳥取県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（公告等）</p> <p>第2条 知事は、法第7条第4項（<u>法第12条第6項又は第14条第4項</u>において準用する場合を含む。）又は法第28条第6項（法第29条第4項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開こうとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件（以下「公聴案件」という。）を公告するとともに、意見を聴こうとする利害関係人（以下「公述人」という。）にその旨を通知しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>（公告等）</p> <p>第2条 知事は、法第7条第4項（<u>法第12条第5項又は第14条第3項</u>において準用する場合を含む。）又は法第28条第6項（法第29条第4項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開こうとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件（以下「公聴案件」という。）を公告するとともに、意見を聴こうとする利害関係人（以下「公述人」という。）にその旨を通知しなければならない。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成19年4月16日から施行する。